

第3回 規制改革推進会議 議事録

1. 日時：平成28年10月24日（月）14:00～15:25

2. 場所：4号館共用1208特別会議室

3. 出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、飯田泰之、江田麻季子、
高橋滋、野坂美穂、長谷川幸洋、林いづみ、原英史、森下竜一、八代尚宏、
吉田晴乃

（政府）山本大臣、西川内閣府事務次官、松永内閣審議官、羽深内閣府審議官

（事務局）田和室長、刀禰次長、福島次長、佐藤参事官、佐脇参事官、
中沢参事官、西川参事官、渡邊参事官

（厚生労働省）北島生活衛生・食品安全部長、榊原生活衛生・食品安全部生活衛生課長

4. 議題：

（開会）

1. ホテル・旅館に対する規制の見直しについて（旅館業法）
2. 生産資材価格形成の仕組みの見直し及び流通・加工の業界構造の確立
に関する意見について
3. 各ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項について

（閉会）

5. 議事概要：

○大田議長 ただいまから第3回「規制改革推進会議」を開きます。

本日は、古森委員が御欠席です。長谷川委員は途中で御退席と伺っております。山本大臣は少しおくれでの御出席となります。

まず、議題1、ホテル・旅館に対する規制の見直しです。

前回、民泊法案の検討状況についてヒアリングしましたときに、委員の皆さんから、既存の旅館業の規制も見直していくべきだという御意見があったことを踏まえ、本日は旅館業規制の現状、見直しの検討状況について御説明いただきます。厚生労働省生活衛生・食品安全部より、北島智子部長、榊原毅生活衛生課長に御出席いただいております。きょうはどうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、御説明をよろしくお願いいたします。

○北島部長 生活衛生・食品安全部長の北島でございます。本日はお時間いただきまして、ありがとうございます。

旅館業に関する規制につきまして、資料1に基づきまして、担当の榊原課長より御説明を申し上げます。

○榊原課長 担当の生活衛生課長の榊原と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは、資料1に基づきまして旅館業に関する規制について御説明申し上げたいと思います。

資料1、旅館業に関する規制。1枚おめくりいただきますと「旅館業の定義」という資料でございます。

旅館業法において、旅館業とは「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」とされております。「宿泊」とは「寝具を使用して施設を利用すること」とされているところでございます。ここで「営業」という言葉がございますが、これは施設の提供が私的でなく「社会性をもって継続反復されているもの」に該当するかどうかで判断しております。

また、人を宿泊させる営業とは、アパートなどの貸室業との関係で見ますと、施設の管理・経営形態を相対的に見て、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められるというのが1つ。

もう一つは、施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないということを経営原則として営業しているというものでございます。この2点で判断しているところでございます。なお、宿泊料を受けるとというのが要件となっておりますので、宿泊料を徴収しない場合は旅館業法の適用を受けないということでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。「旅館業の主な種別」という資料でございます。1つ目がホテル営業というものでございまして、これは洋式の構造及び設備を主とする施設を設けて宿泊料を受けて人を宿泊させる営業となっております。

次にございますのが旅館営業というものでございます。こちらは和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業というようにされております。

3つ目が簡易宿所営業というものでございますが、これは宿泊する場所を多数で共同で共用する構造、それから設備を主とする施設を設けて、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業とされております。

1枚おめくりいただきまして、「旅館業法の主な規制内容」という資料でございます。主に政令で決めております。ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、それぞれについて、幾つかの観点からの規制が設けられているところでございます。

1つ目は、公衆衛生の確保という観点からのものでございます。ホテル営業の一番上を御覧いただきますと、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有することとされております。旅館営業も同様でございます。それから、簡易宿所営業も同様に換気、採光、照明、防湿等々となっております。

2つ目でございますが、今度はホテル営業の2つ目で、一部屋当たり9平米以上というようにされております。今度は旅館営業のほうは7平米以上となっている。ベッドの有無で若干異なっているということでございます。簡易宿所営業、これは雑魚寝とかも想定されますので、延床面積は33平米以上となっております。宿泊者の数を10人未満とする場合には3.3平米に宿泊者の数を乗じて得た面積ということで、この点の規制緩和が行われて

おります。

3つ目でございますが、宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室またはシャワー室、適当な規模の洗面設備、便所を有することとされております。旅館営業の場合は、当該施設に近接して公衆浴場がある等、入浴に支障を来さないと認められる場合を除いて宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備、適当な規模の洗面設備、適当な数の便所を有することとされているところでございます。

3つ目は簡易宿所営業でございますが、これは旅館営業と同様に、公衆浴場がない場合は入浴施設、洗面設備、それから、便所を有することとされているところでございます。

続きまして、安定的な経営の確保という観点から設けられているものもでございます。ホテル営業ですと最低10室以上、旅館営業は5室以上となっております。これに対しまして、簡易宿所営業については規制なしとなっておりますところでございます。

最後でございますが、本人の確認及び出入りの確認のために善良の風俗の保持等でございますが、そういうために設けられている規制ということでございます。

1つが、氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えることとなっております。これは旅館営業、簡易宿所営業、どれも氏名、住所等を備えた宿泊者名簿を備えることとされております。

もう一つが宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場、その他これに類する設備を有することということで、これはホテル営業と旅館営業に規制が設けられております。比較的規模の小さい簡易宿所には設けられていないということでございます。

4つ目でございます。「旅館業法に関する最近の主な規制緩和状況」という資料でございます。私どもとしましても規制緩和を進めているところでございます。

1つ目は、簡易宿所営業の営業許可基準の緩和ということで、28年4月から実施しております。簡易宿所の客室面積について、従来はどんな小さいものでも33平米以上とされていたところでございますが、これにつきまして宿泊者が10人未満の場合は、宿泊者に応じた面積基準、具体的には3.3平米掛ける宿泊者数以上となるように政令を改正したところでございます。

もう一つ、自治体に対しまして、政令で設置を義務づけていない簡易宿所の玄関帳場を条例で義務づけている場合がございますが、こういった場合も条例の弾力運用というのを検討するよう要請したところでございます。

2つ目はこれも28年4月からでございますが、農林漁業体験民泊業というものがございますが、こういう営業者の対象範囲の拡大ということで、直接農林漁業に従事していない方もこういうものができるようにしたというところでございます。

続きまして、5ページ目に進んでいただきたいと思います。「業界からの緩和要望」という資料でございます。

旅館業法関係では、特にホテルや旅館営業の一本化という要請を受けているところでございます。特にホテル営業ですとか旅館営業について、営業許可区分をなくして、旅館・

ホテル営業として一本化してほしいという要望を受けているところでございます。その他、旅館業が多岐にわたる活動をしております関係で、当省関係でございませんが、消防法ですとか建築基準法ですとか風営法、バリアフリー法、耐震改修促進法、省エネルギー法、地方税法、水質汚濁防止法、旅行業法、通訳案内士法、出入国管理及び難民認定法、道路運送法などについても緩和の要望を受けているところでございます。

続きまして、6ページ目に進んでいただきたいと思います。「旅館業法の改正を検討中の事項」という資料で、私どもとしましては、民泊とあわせまして旅館業法の改正ということで考えている事項でございます。

1つ目は、業界からの要望もございまして、ホテルあるいは旅館営業の一本化を検討しているところでございます。特に近年、旅館・ホテル、洋室、和室、両方を持っているという場合も増えてきておりますので、そういった実態も踏まえましてホテル営業、旅館営業を一本化する方向で検討しているところでございます。

また、一本化を踏まえまして、現在、先ほど御紹介しましたように政令で規定している客室などの構造設備基準についても緩和を検討しているところでございます。

2つ目でございます。無許可営業者に対する対応ということで、無許可で旅館等をされている方に対する、現在は行政に手だてがないわけでございますが、営業停止ですとか報告徴収等の行政権限を新たに整備する方向で検討しております。

また、無許可で旅館をしている場合などにつきまして、現行の旅館業法では罰金額が3万円以下とされておりますので、時代に合わせまして実効性のあるものとなるよう、引き上げの方向で検討しているところでございます。

次のページに進んでいただきまして7ページ目でございます。旅館営業等についての実態ということで付けさせていただきます。

まず、最初の資料でございますが、平成17年度はホテル営業、約9,000弱でございましたが、26年度には9,900近くまで増えているところでございます。これに対しまして旅館業は、平成17年は5万5,000ございましたのが4万1,000まで減少しているということでございます。簡易宿所営業については、平成17年は2万2,000であったのが2万6,000まで増えているということでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、ホテル営業施設数、どこにあるかということでございますが、北海道、東京、長野、大阪、兵庫、福岡、沖縄などで多いというところでございます。

続きまして、9ページに進んでいただきたいと思います。今度は旅館でございます。こちらのほうにつきましては、北海道、新潟、長野、静岡、三重などで施設数が多くなっているということでございます。

恐縮ですが、もう一枚おめくりいただきまして、簡易宿所でございます。こちらにつきましては、北海道、長野、沖縄などで多くなっているということでございます。

最後に、11ページ目にそれぞれの稼働率の推移をつけさせていただいているところでござ

ざいます。上2つがビジネスホテルやシティホテルというものでございます。こちらの客室稼働率は上昇傾向にございまして、8割弱、75%から8割という高い稼働率を示しているということでございます。真ん中のほうを見ていただきますと、この緑がリゾートホテルでございまして、これが55%ぐらい。さらに下を見ていただきますと、旅館業でございますが、こちらが37%ぐらい。簡易宿所につきましては、トレンドは追えないのですが、新しいところで27%などとなっています。全体的には緩やかに上昇しているということがうかがえるかと思います。

あと本日、説明は省かせていただきますが、その他これまでの旅館業法の主な改正経緯、それから、参照条文につきまして、参考資料として付けさせていただきます。

以上、簡潔でございますが、御説明でございます。

○大田議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問をお願いいたします。

○森下委員 厚生労働省のほうから、ホテルと旅館を一緒にする方向での改正ということで、これは大変良いのではないかと思います。ぜひそのときに、まさかとは思いますが、ホテルのほうに例えば部屋数が合っていくとか悪い方向になると意味がありませんので、あくまでも全体的なベストなほうへ行くという理解でいいかどうかというのが1点。

この部屋数の制限が本当に要るのかどうかです。実際、1部屋だけでも経営的に成り立てば構わないと思いますし、むしろそういうところへ泊りたいという方も多いと思うのです。実際に3部屋ぐらいの旅館も既にあると思うのですけれども、そうすると、実態として恐らく合っていないのだと思うのです。ですから、部屋数制限は別になくてもいいと思うので、ぜひ富裕層の方が泊まるようなところもつくって、これから先、オリンピック、さらにインバウンドを考えたら当然かと思うのです、部屋数制限をなくしてほしいという話をあわせて御回答いただければと思います。

○大田議長 いかがでしょうか。

○榊原課長 御指摘ありがとうございます。

部屋数をどうするかということでございますが、まさにこれから検討ということでございますが、当然、規制緩和という観点も踏まえた対応をするということになるのだろうとは思っております。部屋数の規制をそもそもどうするかということにつきましては、これはまさに全体的な規制の中で今後しっかり検討させていただきたいという状況でございます。

○大田議長 よろしいですか。

○森下委員 この部屋数に合理的な理由があるととても思えないのです。そういう意味でいくと、部屋数制限をぜひ普通に考えるとVIPの方というのは1部屋だけのほうがいいだろうということで、多様性を持つという観点でぜひ議論してあげたいと思います。

○大田議長 部屋数制限の根拠はどういうことになっているのですか。

○榊原課長 先ほど資料にも入れさせていただきましたように、もともとは安定的な経営の確保、しっかりした旅館に根づいてもらうことが国民にとっても大事だということでは始まっているということでございます。

○大田議長 吉田委員、お願いします。

○吉田委員 昭和20年、30年に多分つくられた法律だと思いますので、もう今では2001年宇宙の旅の観があります。今度は2020年のオリンピックも控えていますので、いろいろ抜本的に考える必要があるのではないのでしょうか。例えばお便所にしても、男性、女性の範疇で定められているようですが、アメリカではLGBTのおトイレはどうするという議論になっています。部屋数もちろん大切ですが、毛布の長さにしても、多分これから日本を訪れる外国人の方を考えるとサイズが問題になると思います。特に、ITの分野は皆さんで思い切った議論が必要になると思います。

消防法の問題というのはいろいろあると思いますが、これから新規参入を促進しようとしているときに、現行の昭和20年、30年ころの消防法を適応するとコストの高い設備を持たなければいけない。でもセコムがもっているようなモニタリングシステムをサードパーティに頼めば結構安くできる現実があります。しかしそれをベースにして規制をこういうように変えましようとする、これも積み上げの議論になってしまって、やはり2001年宇宙の旅になってしまうと思うのです。そうではなくて、ここにも書かれていないような世界が今、存在しているという現実の中で、何を足していかなければいけないかというのをぜひお考えいただきたい。

それから、BTは2012年のロンドンオリンピック・パラリンピック大会に参加しましたが、その時初めて全ての競技場に祈りの部屋というのが設けました。当然、それだけダイバーシティを促進したということなのですから、こういうことを考えると、次、2020年にどういう旅行業界のあり方、ホテル業界のあり方がなければいけないかということを考えたときに、こうした分野も見直す必要があるかもしれない。通信ネットワーク分野では、安全性は絶対確保する必要性があると思います。それに震災とかいろいろな自然災害の分野も大切です、基本的に衛生面や全体的な安全面にかかわる点がないようにも思われます。したがって、お便所の話とか毛布の長さの話の前に出さなければいけないものは随分あるのではないかと考えています。

○大田議長 何かコメントはありますか。

○榊原課長 確かにLGBTの話ですとか当時は恐らくなかったものでございまして、そういう意味では、そういった難しい議論はあるとは思いますが、時代に即して見直さなければいけないと思います。

また、祈りですとかの話もどう思うかというのは非常に重要な問題かと思っています。もちろん、法律は旅館業法だけではなくて、旅館の活動に対してはいろいろな側面から規制なりガイドラインの作成あるいは助成なども多分されているのだと思うのですけれども、どこで何を担当していくかというのはもちろんあるとは思いますが、一

定に日本として確保していかなければいけない機能というのは大事な観点だと思いますので、そういうものも重々意識しながら議論していきたいと思います。

○吉田委員 よろしくをお願いします。

○大田議長 八代委員、お願いします。

○八代委員 吉田委員が言われたことと若干重複するのですが、部屋数をどうするかとか、今ある規制を前提にして何を緩めていこうかというような発想はもうやめていただき、何が必要最小限度の規制なのかという方向から考えていただきたい。例えば安全性だとか健康上の問題だとか、そういう形で最低規制が必要だ。ホテル事業の安定性を役所が考えるなどは全く大きなお世話で、それは民間の自己責任なわけです。だから、今の規制はもうゼロベースで考えて新たににつくっていただきたいと思います。

もう一つは、簡易宿泊営業の規制緩和というのはことしの4月からなされたのですけれども、これによってどういう効果があるのか。今すぐは難しいと思いますが、例えば1年たった後でどれくらいこれによってふえたのかとか、そういうことを必ず検証する仕組みを設けていただければと思います。

○大田議長 最後の簡易宿泊要件の緩和でどうなったかという点は、前回原委員からも出た意見ですね。では、何か。

○榊原課長 全体的な数字は全国から集める形になっておりまして、年1回集めるという形になっておりますので、まだちょっとお時間がかかるということでございます。試験的に幾つかに聞いてみたところ、増えているということは分かりましたという状況でございます。引き続きシステムとして毎年そういったものはしっかりやっていきたいと思っています。

○大田議長 今ある規制を前提に緩めるのではなくて、今の時代に何が宿泊施設として必要かという発想で考えて欲しい、という意見についてはいかがですか。

○榊原課長 皆さんから見れば不十分ということだとは思いますが、我々としてもかなり緩めているとは思っております。ただ、御指摘のような視点を持ってもう一回見直すというのは重要だと思っております。

○大田議長 飯田委員、どうぞ。

○飯田委員 八代委員からも指摘がありましたように、抜本的に変えていく必要がある、一から考えていく必要があるというのは全くそのとおりに思うのですが、その中で、風俗営業法関連での規制というのが現行ですと比較的旅館とか宿泊施設というのは空く場所であったり、あとはダンスホールやそういう施設がついていたりという、かなり昔のイメージですので、特に風営法と学校の100メートル規制等は特別に合理的な理由がなければ、そもそも要る規制なのかなというのがちょっとだけ感じました。

その一方で、バリアフリー法に関しましては、これは特に今後、小規模な例えば1部屋、2部屋という営業、超高級旅館みたいなものを認めていくときに、その規模のものにも全て同じ法を適用するとなかなかコスト面でも難しくなって新規開業のハードルになってし

まうのかなと思うので、風営法関連のお考えと、あとはバリアフリー等の設備面で規模別の対応というのをどのように考慮されているのか、伺えればと思います。

○大田議長 お願いします。

○榊原課長 風営法とバリアフリー法は大変恐縮でございますが、当省のほうで直接やっているわけではございませんので、申しわけございませんが、今後の方向性とかそういうものについてなかなかお答えできないことをお許しいただければと思います。

○大田議長 林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

きょうの御説明の中では、スライドの6で旅館業法の改正を検討中の事項というのが2つ挙がっているわけなのですが、参考資料2の参照条文の3ページ目を拝見しますと、法律、旅館業法3条2項の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準というのは、この施行令第1条のところで定められているところ、これはまさしく厚労省の管轄であると思いますが、ここに挙げられているところが先ほど来、数々の委員から、もう今の時代に合わない笑い話のような基準になっているのではないかという御指摘を受けているわけでございます。この構造設備の基準についての見直しについて、厚労省としてはどのようなタイムスケジュールで行っていく予定でいらっしゃいますか。

○榊原課長 ここにある主立ったものをまとめたのが3ページという形になっております。どういう形でどんなタイミングで見直していくかという御質問でございますが、まさに旅館業法も今度の通常国会に法案を提出するということで進んでいるところでございます。それに向けまして、このホテル営業と旅館営業を一緒にしていくということになりますので、政令は実際のところは、その施行までということになります。いつ施行かというところまで今、詰めているわけではございませんが、その法律の段階である程度主立ったものをどうするという考えは出てくると思いますし、細かいところについてはもう少し先の施行までの間ということになるかと思えます。

○大田議長 どうぞ。

○林委員 主立ったところとしては、先ほど森下委員からお話のあった客室の最低数の制限が必要なのかという点。玄関帳場というものは、もはやITを活用すれば不要ではないかという点。そのほかにも客室の最低面積とか客室の種類だとか入浴設備の種類だとか、先ほど冒頭にあったお手洗いの種類だとか、寝具の種類だとか、採光、照明設備の要件だとか、こういったものについて、もはや時代おくれではありませんかという指摘が数々ございますので、ロードマップを明確にしてどういう議論を行うかということをこの会議にまた御報告いただきたいと思えます。

○大田議長 先ほど検討中の事項として、ホテル・旅館営業の一本化、無許可営業等に対する対応、2つ御説明があったのですが、今、質問のあった構造設備の基準、これについても通常国会に向けて、今議論をしておられると受けとめてよろしいですか。

○榊原課長 はい。やはりホテルと旅館の許可区分を一緒にするというところでございます

ので、当然、どういう形でそろえていくのかとか、何を残すのかといった議論はその段階でやっていくということになっていくと思います。

○大田議長 くどいようですが、両方をそろえるということにとどまらず客室の数のあり方とか、それも見直すということですね。

○榊原課長 はい。私の説明が舌足らずで恐縮でございます。要は一緒になるので、どういう基準でやっていくのかという観点でもう一回考えていくことになろうかと思います。

○大田議長 了解しました。

江田委員、どうぞ。

○江田委員 今、林先生が御指摘された部分と重なります。私の目から見ると、玄関帳場がとても前時代的に感じられ、本人確認は面接の場があったとしても、できるものとは限らないという理解でおります。ITを駆使して、あるいはここも民泊とあわせてでもいいと思うのですけれども、確実な情報をとれる環境であれば、これは場所の話ではないかというように思いましたので、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○榊原課長 私どもとしましては、玄関帳場というのは利用者の特定、出入りの確認のための安全確保の観点から設けられているというように考えております。そういう意味においては、通常はこういった形態のものが必要なのではないかというように思っているところでございます。

○大田議長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○北島部長 若干補足いたしますけれども、今、何人かの委員の先生方から御指摘をいただきましたように、もともとこの構造基準の目的が衛生の確保、安全の確保、善良の風俗の保持、治安面、こういった機能を目的としたものでございますので、そういった観点で今回見直しをしていきたいと思っております。

○大田議長 今のお話は、これができている理由ですね。先ほど来の議論は、現代において何が必要かという観点で見直してくれということですが、言っていることは同じですか。

○北島部長 そういう趣旨でございます。

○大田議長 江田委員、どうぞ。

○江田委員 面接の場で顔が見えていたとしてもその本人であるということは確実ではないというように考えますので、もちろん宿泊された方の出入りというのを見ることはできるかもしれませんが、確実にその方がおっしゃっている方かどうかというのは、これは報告制ですので、この場所を設けることによって安全・安心が確保されているとは聞こえなかったのですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○榊原課長 もちろん、お客様ですので、100%どこまでやるかという問題はありますけれども、やはり外から入ってくるところに人がいて、そこをしっかりと見ているというところは大事なのではないかという機能面で必要なのではないかというお話をしております。ただ、そういった機能をおっしゃるようにテクノロジーとかも変わってきておりますので、

その中でどういうように考えていくかというのは議論として当然あるものだと思います。

○大田議長 江田委員、よろしいですか。

○江田委員 一歩踏み込んでいけば、例えばパスポートであつたりとかマイナンバーであつたりとか、ある程度本人確認を住所、氏名以外でできる環境にあるわけで、そういった部分でプロセスを簡易化していったらどうかということも考えられます。

○大田議長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 今のやりとりを聞いて、私は思わず笑ってしまったのだけれども、世の中には全く本人確認どころか顔も見ないで泊まれるホテルがたくさんあると思うのですが、そういう場合は、行政はどのように対応しているのか、御参考のために聞きたいなと思いました。

○北島部長 厳密に言えば、旅館業法から言うと大変まずい事態でございまして、自治事務でございしますので、それぞれそういうものに対する監視ですとか指導などは各自治体の実施しております。ただ、もう少しテクノロジーを利用してそういったことをきちっとできないかということも考え、また先ほど規制の強化、行政での無許可営業者に対する立入検査とか、そういったものの機能が今ない状況でございしますので、そういう治安上まずいようなところを適切に改善できるような仕組みもあわせて導入したいと思っております。

○長谷川委員 一言だけつけ加えれば、そういう全くフロントと面談しないで入って出てこられるホテルが世の中にはたくさんあるだけでなく、最近では大都市においても事実上、そういう怪しいホテルではなくても、全くフロントを通さずにチェックイン、チェックアウトが可能なホテルというのがとても多くなっております。だから、そういうことから見ても、あり方は玄関帳場についても考える必要があるのではないかなと思いました。

以上です。

○大田議長 長谷川委員ご退出で先にご意見をいただきましたが、江田委員の先ほどの続きはよろしいですか。

○江田委員 本人確認をできる、やれる方法が恐らく顔を見るだけではない方法で現在より効率的にできると思うので、そういった点も加味されているのかどうか。もし、それが加味されていれば、より規制の緩和にもつながるし、正確な本人確認にもつながるのではないかという意見でございました。

○榊原課長 やはりそういったものを利用するというのも大切な視点だと思います。

議論で抜けていますのが、あと全く関係ない人が入ってこないようにするというのももう一つ重要な機能でございまして、関係ない人がずっと入ってくることがないようにするというのももう一つの重要な機能である。それも踏まえてどうするか議論する必要があるということだけつけ加えさせていただければと思います。

○大田議長 では、山本大臣が到着されましたので、ここで質疑を中断して山本大臣の御挨拶をいただきます。プレスが入りますので、お待ちください。

(報道関係者入室)

○大田議長 では、一言お願いします。

○山本大臣 官邸に行っておりまして遅くなりまして申しわけありません。皆さんには、お忙しいところを御出席賜りまして、本当にありがとうございます。

本日は、まず、旅館業に関する規制について御議論されるということですが、厚生労働省においては、新たな枠組みとしての民泊法案の検討とともに、既存の旅館業規制の見直しについても、当会議における御議論を踏まえてしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、今月6日には、農業ワーキング・グループにおいて、生産資材及び加工・流通構造に関する意見を取りまとめていただきました。金丸座長初め委員の皆様の御尽力に心から感謝申し上げます。

また、本日は、各ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項について御説明いただきますが、各座長及び委員の皆様におかれましては、改革の着実な具体化に向け、引き続き活発な御議論をお願いしたいと思います。

私も担当大臣としてしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。よろしくお願いします。

○大田議長 山本大臣、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○大田議長 では、質疑を続けます。

原委員、どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。

2つ申し上げたいと思ひます。

まず1つ目は、これまでの大臣がいらっしゃる前のやりとりを聞いておりまして、やはり厚生労働省さんが旅館業法を主管されていること自体にそもそも無理があるのではないかという気がいたします。この3ページの資料で、規制の目的に沿った規制の中身を整理いただいているわけですが、議論もありました安定的な経営の確保などというのは厚生労働省さん、そもそも関係ないわけですね。厚生労働省さんがされているのは、主に公衆衛生の確保という観点かと思ひます。もし、そうであれば、これらの規制を守らないと公衆衛生が確保できないという立法事実が現代においてあるのかどうか。例えば9平米に満たないような小さな部屋で違法営業されたことによって感染症が拡大したとか、そういった実態が実際にあるのかどうか、これをぜひお示しいただきたいと思ひます。この立法事実がなければ、もう観光庁さんに移管をされたほうがよろしいのではないのでしょうかというのが1点目です。

2つ目、これは今後の議論のためにということで指摘を申し上げておきたいと思ひますが、旅館業法は私の認識では、これまでもいろいろな例外を設けてきていると思ひます。3ページでは、ホテル、旅館、簡易宿所という基本類型だけ挙げられていますが、これ以

外に農業体験の民宿、イベント民泊、古民家民泊など、個別のニーズが生じてくると、それに応じてパッチワークでいろいろな例外をつくってきたという歴史だと思っております。その結果、類型によって全く整合性のない状態になっている。例えば面積が類型によってはどうでもいい、最低基準などは要らないということになっていたり、あるいは議論になったフロント施設についても例外の類型によっては不要であったり、あるいはフロントを代替するような機能があればいいということになっていたり、これはさまざまな類例になっているわけですね。既に構造設備基準自体、もう何ら整合性のない状態になっているのではないかと思います。そういった観点も含めて、ぜひ抜本的な改正、修正ということを考えていただければと思います。

以上です。

○大田議長　いかがでしょうか。2点ありました。

○榊原課長　前のほうについては、一応御説明させていただきますと、厚労省は衛生というのを部署によってはメインにやっているというのはそのとおりでございますが、実際、医療機関あるいは保育所、ほかのものでも、要はそういったところの安定的な経営ですとか、あるいはそこに入られている方の人権の保障ですとか、いろいろなものを幅広くやっているところでございます。そういう意味においては、旅館について衛生だけということではないということは申し上げたいと思います。

2つ目の話は御指摘のとおりでございます。いろいろな例外があるというのもそのとおりですし、その中でやはり機能をしっかり確保しつつ、必要に応じて例外措置を講じるという形になってきておりますので、また今後、こういった機能でこういった規制を設けていくのか、どういう緩和をしていくのかという議論の中では大切な視点かなと思っております。

○大田議長　よろしいですか。

○原委員　次回で結構ですので、主に公衆衛生ということかと思しましたので、少なくともその部分についてはこういった根拠があるのかをお示しいただきたいと思います。

○大田議長　構造設備の基準に書かれていたものが公衆衛生上、最低限どうしても必要なものなのかどうか、その根拠を示してほしいということですね。これは次回でも結構です。

○榊原課長　はい。公衆衛生とあと善良の風俗の保持というように明確に法律に書いてありますので、こういったものからどういうのが設けられているというのは当然議論すべき議題だと思いますので、承知いたしました。

○大田議長　飯田委員、どうぞ。

○飯田委員　参考の資料のほうでホテル営業施設数、ホテル、旅館、簡易宿所、それぞれの営業施設を見ると、かなり県ごとに非常に特徴が分かれていて、私の長野県がこんなにたくさん簡易宿所があるというのは初めて知ったのですけれども、こういった都道府県別の違いというのがどこから来ているのかというのは、例えば都道府県ごとに条例等で定めているような施策のせいなのか、単純な地域特性なのかといったところを見ると、特に今

後の規制改革の中で地域別の対応をどうするのか、または地域別で対応しないべきなのかに
ついて重要な知見が得られるのではないかと思います、この都道府県別での特徴を少し
御説明いただけるような資料が今後あるとよいなと。もちろん非常に特徴な幾つかの都
道府県で構わないのでという要望です。

○榊原課長 また御相談だと思いますけれども、なかなか何でこうなっているかという
我々の考えというのがあるのかもしれませんが、どちらかというと私どもは、この統計を
見ますとニーズとか地域の観光資源とか、そういったものが影響しているのかなという
ように見ております。例えば1枚目のホテルですと、いわゆる空港とかも大きいのがあって、
海外からも人がいらっしゃるようなところが多いのではないかと。具体的には北海道、東京、
大阪、兵庫、福岡、沖縄といったところが多くなっているかなと思います。

2つ目の旅館営業は、これは伝統的な旅館でございますので、例えば静岡が多いとかと
いうのも昔ながらの伊豆にたくさんあるとか、そういったものが影響している。長野も昔
から湯治場とかいろいろ多いと思いますので、そういうのが影響しているのかなと思っ
ております。

3つ目の簡易宿所は、まさに山小屋とかいろいろなもの、あとペンションとかが長野は
非常に多いといったようなものだと思います。同じように北海道とか沖縄とかも多いとい
うことでございますので、恐らくどちらかというとニーズあるいは観光資源とかそういっ
たものが影響しているのかなと私ども見ているところでございます。

○飯田委員 ありがとうございます。

○大田議長 野坂委員、高橋委員の順でお願いします。

○野坂委員 玄関帳場に関する質問であります、実際、日本に住所のない外国人は国籍
及び旅券番号の確認が求められていると思いますが、それについて最近の新聞記事等で拝
見した事例として、経済産業省やベンチャー企業が連携してIoTを活用して指紋認証シス
テムでそれをパスするというような取り組みの実証実験段階まで来ているということですが、
そのほかに、そういったIoTやITを活用した先進的な取り組みとして御存じの範囲で何
かあればお教えいただきたいと思います。

○榊原課長 おっしゃった実証実験のものは、私も展示されているのを見たことがござい
ます。まだこれからということでございますので、広く普及している段階ではありません
が、そういったものが出てきたときにどうするかというのはあろうと思います。それ以外
は何を先進と言うかということだと思いますけれども、今ありますのは、例えば警備会社
の防犯カメラとか、ああいうものを利用したものがあるかどうかぐらいの感じかなと思
っております。そういう意味では、余り詳細には承知していないということかもしれませ
ん。

○大田議長 野坂委員、よろしいですか。

○野坂委員 その意味で、やはり今後、セキュリティの強化というのが必要となってくる
ので、それが厚生労働省の管轄なのかどうか分かりませんが、そこら辺の対応を十

分にしていきたいと思います。

○大田議長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 まず第1点、多分通常国会に出されるのだと思いますが、そのための検討の手順とスケジュールですね。次回も多分まだあるという話があったのですが、厚生労働省におかれてはそれに当方の検討に乗るような形でやるというスケジュール感をこちらに示していただくということは極めて重要だろうと思います。

2番目ですが、その際にかみ合った議論になるためには、検討するに際してのそちら側の懸念事項というのが多分あると思います。帳場の話を随分おっしゃったのですが、そういった意味では帳場についていろいろと外すのであればこういう懸念があるということ、そこは所管官庁ですから、おわかりになっているだろうと思いますので、そういう意味の懸念事項をきちんと示していただいて、こちらと議論できるような体制をぜひ組んでいただきたいをお願いします。

その2点です。

○大田議長 お願いします。

○榊原課長 進め方につきましては、事務局ともよく相談させていただきたいと思います。ただ、通常、おっしゃるとおり通常国会に提出ということでございますので、年度内ぐらい、通常はある程度それまでに議論をまとめていくということなのかもしれません。

○高橋委員 年度内ですか。

○榊原課長 済みません、年内ですね。やはり人の出入りを確認するということは機能としては必要だと考えております。そういった前提で、今、それを帳場という形で外形的に確認するわけですが、どうしたらいいのかということも含めて今後議論していくということなのかなと思っています。

○大田議長 よろしいですか。

○高橋委員 私がお願いしたいのは、ですから、今から緩和を考えるとときに考え得る懸念事項をきちんと示していただいて、例えば帳場については多分警察の話も出てくると思うので、警察庁からちゃんと見解を聞くとか、そういう話を事前にやっていただきたいというお願いなのです。

○榊原課長 どういった懸念が出てくるかということについては、整理して議論がかみ合うようにしたいと思います。

○大田議長 それは帳場に限らずということですね。

○高橋委員 帳場に限らずです。

○大田議長 金丸議長代理、何かよろしいですか。

○金丸議長代理 皆さんから大分意見が出たのですけれども、再確認といえますか、今の設備要件を見ると、物理的な要件は余り必要ないのではないかと、最小限でいいのではないかとこの視点ですね。ところが、機能の話をされたので、例えば安全だとかセキュリティを考えたときに必要な機能イコール物理的ではない。物理的な帳場とかはそのままにして

において、プラスアルファでソフトウェア的なセキュリティ要件を加えるような形で考えないと思うので、そこはミニマイズ、しかも厚労省が干渉するにふさわしい分野で、最小限の規制にさせていただきたいと思います。

以上、念押しです。

○大田議長 よろしいですか。

○榊原課長 御意見として承ります。

○大田議長 よろしいでしょうか。きょうはいろいろな意見が出されましたので、これを酌んで御検討いただきたいと思います。この会議でも引き続き議論を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

○大田議長 それでは、議題2「生産資材価格形成の仕組みの見直し及び流通・加工の業界構造の確立に関する意見について」に進みます。

事務局より資料2の説明をお願いいたします。

○佐脇参事官 事務局より資料2に基づきまして御報告いたします。

去る10月6日、件名に書いてございます意見を農業ワーキング・グループとして取りまとめ、公表済みの案件でございます。本件につきましては、タイトルにありますように、総合的なTPP関連政策大綱に基づきまして、議論すべき課題として前身の競争力会議、規制改革会議に対しまして本年1月にタスクアウトされたものに関する答えということになってございます。テーマは生産資材価格形成の仕組み、それから、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立という2点でございます。

かいつまんで御説明いたしますけれども、趣旨におきましては、まずもって農業の生産性の向上、そして、所得をふやすという観点を大事にしよう。他方、我が国の人口減少下において、なかなか国内市場だけでは所得の増加が難しい以上、世界の食市場を開拓し、とりわけ、TPP協定がもたらす環境を最大限活用することが大事。

上から4つ目のパラグラフにありますように、農業者の努力が報われるためには、農業者が生産資材を円でも安く調達できる構造、円でも高く販売できる構造を実現し、その際には農業者以外の関連事業者の取り組みが不可欠という前提で議論を進めたものでございます。

2以降、2つパートが分かれておりまして、(1)が生産資材価格の引き下げ、後段出てまいりますのが流通・加工構造の確立でございます。それぞれにつきまして、とても具体的な項目が十数項目ずつ書いてございます。まず、1ページの下の方、生産資材価格の引き下げでございますけれども、①でございますが、国が定期的な価格水準を把握すること。次のページに行きますと、各資材その他についての各種法律について合理的な理由のないものは廃止も含めて検討すること。生産資材につきましては、適正な競争状況のもとで国際水準を踏まえた適正な価格が形成されるよう、公正取引委員会にも期待すること。それから、多品種少量あるいは工場の乱立ということで、さまざまな

観点から構造的な問題が背景に制度的な要因を控えながら非効率をもたらしているという観点につきまして、改善を各方面で促していくと書いてございます。

⑧、⑨、⑩には具体的な法律に言及しながら、廃止、見直しの必要性を主張し、⑪には業界再編の手法などを明確にした新法によって方向性を明らかにし、決めるべきだということが書いてございます。

最後、⑫にJAグループがこの生産資材の調達という観点から非常に重要なプレーヤーになりますので、もとより前身の規制改革会議において農協改革を提示し、その後、具体的な法改正を含めた改革が進行中でございますので、そのフォローアップを行うべしという意見が書いてございます。

引き続きまして、3ページでございますけれども、流通・加工構造でございます。

①につきましては、生産資材同様、状況の定期的な把握、公表というのを国の一つの役割というように明記してございます。

②でございますけれども、より農業者と消費者を近づけるという観点から、直接販売するルートの開拓の重要性、ICTを活用した情報流通を高め、そして、規格についても見直しを行うということでございます。

③でございますけれども、農業者においては、みずから生産した農産物の強みを生かした高い販売を行う努力が必要ということ。食品小売り業者においては、単に見ただけではなく、安全でおいしい商品をしっかり評価する意識が広がるように販売戦略などを行うべしということ。

④には、さまざまな中間で unnecessary コスト増につながるようなことがあるのではないかとということで、そのスリム化。

⑤は、卸売市場についての構造改革。

そして⑥におきましては、小売業に着目しながら、消費者ニーズに合った多様な商品を適正な価格で提供するビジネスモデルの構築に向けた事業再編や業界再編が必要と書いてございまして、それによりまして、さまざまなプレーヤーがウイン・ウインな関係維持、それが維持可能な適正価格での取引に配慮しよう。その関連で公正取引委員会の量販店等の不公正取引についての是正の徹底した監視ということが書いてございます。

4ページでございますけれども、加工業につきまして、生産性の低い工場の乱立という状況に着目し、その集約化ということが言及されてございます。

⑨でございますが、生産資材のときも書きましたけれども、流通・加工に関しましても国の責務、業界再編の推進手法を明確にした新法の制定について言及しながら、⑩で同様に重要な役割を担う全農、JAグループの改革につきまして、当会議としてもフォローアップを行うというように書いてございます。

事務局からは以上でございます。

○大田議長 では、金丸座長、補足があればお願いします。

○金丸議長代理 詳しくは佐脇さんから説明していただいたのですが、世界の食料

市場は伸びているわけです。私どもワーキングといたしましては、新しい時代に、新しい市場を我々は開拓すべきだとポジティブに捉えたとき、世界に出ていくために日本の農業者の方々がおつくりになられるものそのものの生産性の向上をずっとやってきたのですけれども、農業者の周辺に国際競争性があるのかどうかという視点を今回持ったということは初めてであったのではないかと思います。

ですから、農作物がどんな売られ方、どんなプロセスを経て消費者に届くか。その間のプレーヤーの提供している付加価値は何か、リスクはどれぐらいとっていらっしゃるのか。そうすると、そのリスクとリターンが合っているのか。そういう視点、それが販売に関することです。

今度は、生産資材を農業者の人がお買いになられているのですけれども、そのお買いになっているときの資材メーカーから農業者に届くまで、販売と同じように複数のプロセスを経て農業者の人は買ってらっしゃるので、その両方の視点から見ると、農業者の方々の御苦労に報いるためにも、農業者の御自身の努力では満たない分野のところについて私どもが未来投資会議や経産省などの御協力も得て、また、きょう、佐脇さんの話にありましたとおり、公正取引委員会にも御協力を得て、販売網、流通のプロセスの効率化と生産資材の効率化について、我々は提言させていただきました。

全中の奥野会長からも紙面を通じてですが、今回よくやっていただいたという表現でありましたし、全農の幹部の方にもお会いしましたけれども、いわゆる小売業の買いたたきと言われるところも政府としては今回提言に盛り込みました。バランスのとれたアプローチであったのではないかなと思っておりまして、今後は、提言しただけにとどまらないで、実態として効果が出るために、我々としてどうあるべきかというのは引き続きフォローアップしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大田議長 では、今の提言について御質問はございませんでしょうか。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 この提言自体はすばらしいものだと思いますが、金丸議長代理のおっしゃった世界の食市場は拡大を続けている。現に、食料不足というのは世界にあるわけです。その意味で日本の農業の果たすべき役割というのは非常に大きい。しかし、日本が農産物を輸出するための最大の制約がカルテルです。要するに、わざわざコメの減反で値段をつり上げていることが国際競争力を低めている。これを解消するのは容易ではないのですけれども、少なくともどこかでメンションする必要があるのではないかと。アメリカやヨーロッパでも農業は保護されています。しかし、その保護の仕方というのは、カルテルではなくて農家に直接、財政支援をすることで競争力を高めているわけで、こういういろいろな生産財資材の価格の引き下げというのももちろん重要でありますけれども、肝心の生産物が値段を高くつり上げている政策はこれと真っ向から矛盾するわけです。あくまでコメントだけです。

○大田議長 ほかに御意見、御質問ありますか。

では、吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 消費者視線での質問をさせていただきたいと思います。金丸先生などの皆さんは農家の方と直接お話をされているということなので、お伺いしたいのは、これだけ今、日本食はブームで、私などもニューヨークに行ったときにお昼休みに日本のおそばのお店は、行列しているのです。すでに15年前からそうでした。こんなに日本の食材が今、海外で高くても売れているのに、やはり農家の方々が不安だと思われるのは、そういう情報が伝わっていないということなのではないでしょうか。倍の値段だってコシヒカリは売れていると聞いておりますが。

○金丸議長代理 農家の人は、自分がつくったものが、お店で並んでいる場面でどう使われているのか、まずわかりません。しかも、そんなシーンがない。新聞を読むと、農業の生産性向上とばかり書いてあって、農家の方は褒められたことがないとおっしゃいます。だから、この会議で議論していることが伝わることもなければ、今、吉田委員が言われたことも伝わっていないのだと思います。本当なら情報交換のツールが発達したわけですから、もっと生産者と消費者が相互にコミュニケーションできて評価し合えフィードバックがある。そうするとやりがいになって、お金の話だけではなくて、いい循環になると思うのです。

農家のブランドで売られているものは物すごく少ないですね。材料を提供して食品の加工メーカーが付加価値をおつけになられて、それが我々に届いている。例えば海外に出るとおそば屋さんがはやっていたりしますけれども、そのそばの材料を提供した人の顔が出ているわけではない。黒毛和牛の牛の名前は出ていたり、農家の方の名前も書かれていたりしますが、それは一部で、そういう意味では、苦勞が報われるような社会的な応援というようなものも必要ではないかと。これは規制改革会議のミッションかどうかわかりませんが、そのように思っております。

○大田議長 それは提言のなかで、(2)の②ですね。直接販売するルートを拡大する、農業者・消費者双方で情報交換できるようICTを活用する、と。

○金丸議長代理 それは私が力を入れて書いた文章です。

○吉田委員 実際にAmazonなどを通じて農家から直接買えます。私、実は結構利用しているのです。

○金丸議長代理 それは一部の方だけでして。

○吉田委員 それがもっとふえればいいということですね。

○金丸議長代理 ふえればいいと思います。だから、吉田さんがもっと友達も含めて買っていたり、本国の英国の皆さんにもそういういいものだよとお伝えいただければいいと思います。

○大田議長 よろしいでしょうか。この提言については今後またフォローアップしていくということですか。

○金丸議長代理　そうですね。きょう御報告させていただいたものは、既に未来投資会議で石原大臣と山本幸三大臣の両大臣の合同会議体で決定させていただいており、きょうはこの案を規制改革会議の本会議に御報告をさせていただくという段取りでございます。また、提言させていただいただけではなくて、今後もフォローアップをしたいと思っております。

○大田議長　ありがとうございました。

それでは、議題３「各ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項について」、進みます。農業、人材、医療・介護・保育、投資等の順番に、各座長からそれぞれ５分程度で御説明をお願いいたします。

では、まず農業ワーキング・グループの金丸座長からお願いします。

○金丸議長代理　ありがとうございます。

資料３－１でございます。

「農業ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項」の１番目でございます。これは御案内のとおり、生乳の生産・流通改革と農協改革の一環としてフォローアップがございまして、これは秋までに結論を得るとなっておりますので、鋭意ワーキング・グループの委員の方々と議論の真っ最中でございます。

２番目は「攻めの農政」実現のための規制制度の総点検ということで、これは新規参入者を含む生産者の可能性と潜在力を遺憾なく発揮できるように、関連法律等の総点検を行いたいと思っております。先ほどの報告させていただいた意見の中にも出てまいりましたけれども、肥料、農薬、機械、種子、飼料等、これにまつわるものの規格・認定の廃止でありますとか、制度の国際調和みたいなものを検討していきたいと思っております。

生産・流通の構造改革につきましては、先ほどの発表した意見のフォローアップをきっちり行っていきたいと思っております。

地方創生を踏まえた農業、６次産業化と言っているわけですがけれども、その全体に係るもので、成長できる可能性のあるものについては全て法制度を見直したいということをワーキングでやってまいりたいというつもりでおります。

以上でございます。

○大田議長　説明を続けて聞くことにします。

人材ワーキング・グループの安念座長、お願いします。

○安念委員　資料３－２の「人材ワーキング・グループにおける今期の主な審議事項」でございます。

「１．転職して不利にならない仕組みづくり」です。単に不利にならないだけではなくて、転職しようと思えばできるようなポテンシャル形成といいますか、そういうものにも力点を置きたいと思っております。雇用保険を利用するというアイデアはございます。制度をつくるというところに踏み込んでいくことができるかどうか検討したいと思います。

「２．ジョブ型正社員の雇用ルールの確立」、３、４、このあたりはフォローアップとい

えばフォローアップなのですが、もともと非常に大きな課題ですので、引き続き進化させたいと思います。「その他」にはもうはっきり言って何でも入れるつもりなのですが、差し当たって外国人の労働者の問題もありますし、若い人をブラック型の企業からどうやって守るかという、これはかなり緊急な問題でございますが、何か知恵がないかということを考えております。

私、何も知識がないためにそう思うことも大きいとは思いますが、本当に難しい分野だなと思います。これは私の個人的な考えですが、やはりジョブ型正社員というものの背後にある考え方、つまり、正規雇用と不正規雇用という身分差別みたいなものを何とかなくそうというのが根本的な考え方で、それが生産性の向上につながるということだと認識しているのですが、これは別にこの身分差別は法律が強制してつくれと言ったものでは全然なくて、民民の関係で長い間にできたものですので、やはり何かえも言われぬいいところがきっとあるのだと思うのです。そこをどうやって突き破ればいいのか、これは恐らく前身会議の鶴先生も非常に苦心されたところだと思っておりますし、やはり引き続き苦心しなければならないことだと思っております。

以上でございます。

○大田議長　ありがとうございます。

では、医療・介護・保育ワーキング・グループの林座長、お願いします。

○林委員　ありがとうございます。

資料３－３でございます。

「１．新たな改革項目」。ことしは、介護サービスの提供と利用のあり方を新たな項目として検討していきたいと思っております。なぜ今また介護なのかというお怒りの向きもあるので詳しく説明したいと思います。

希望する介護を受けられない高齢者やその家族の苦労は切実であります。介護離職の問題も我々の身近で起こっております。また、将来、自分や家族が要介護状態になったときの漠然とした不安感も強く、それが消費抑制ともなり、国民経済においても悪影響を及ぼしております。他方で、介護保険財政は年々厳しくなっております。世界でもトップと言われる超高齢社会の日本におきまして、国民がニーズに合った介護サービスを選択でき、要介護状態を過度に不安に思わずに済むように、介護が必要な状態になっても安心して生活できる社会を目指して、利用者の目線で以下の項目を中心に介護サービスの提供と利用のあり方を広く検討していきたいと思っております。

まず第１、利用者がサービスを選べるようにする情報開示と第三者評価であります。現状の情報公開制度を見直し、また、第三者評価の受診率向上等のための検討を行いたいと思っております。

これとともに議論していくことと思っておりますが、第２に、介護サービスの多様な選択肢。すなわち、保険給付と保険外サービスの柔軟な組み合わせ等を検討してまいります。現在、この柔軟な組み合わせを事実上阻害している現状の規制を見直し、事業者が創意工夫を発

揮してサービスの質を向上させ、介護従事者の給与水準や働きがいが増す環境づくりを目指したいと思います。

利用者の目線で考えますと、次は施設介護の問題です。施設介護サービスの総点検をしたいと思います。施設介護を希望する人がニーズに合った施設を選び、経済力に応じた負担を行い、かつ、施設の側もサービスの質向上への努力が報われる環境づくりを目指す。こういった観点から、施設介護のサービスのあり方を、また施設間の役割の分担、連携といったものを検討していきたいと思います。

最後に、サービス提供者間のイコルフットィングの確保でございます。事業者が公平な条件のもとで切磋琢磨し、利用者にとって望ましい多様な介護サービスが提供されるよう検討していきたいと思います。

「２．重点的フォローアップ項目」でございます。

「診療報酬の審査の効率化と統一性の確保」につきましては、前会議体の第４期において議論いたしました。現在、社会保険診療報酬支払基金におけるICTを最大限に活用した抜本的な合理化・効率化や審査の統一性の確保について、平成28年６月２日閣議決定の方向性に沿った検討がされるように厚労省で検討会が行われているところでございますが、その進捗状況を確認してまいりたいと思います。

その他、第２期で答申しました患者申出療養、第３期で答申いたしました医薬分業、薬局のあり方などの規制改革の実施状況を確認してまいりたいと思います。

○大田議長 ありがとうございます。

です、最後、投資等ワーキング・グループの原座長、お願いします。

○原委員 ありがとうございます。

主な事項として４項目挙げております。

１項目目、税・社会保険に関係する事務のIT化、ワンストップ化でございます。現状において、従業員の税務、つまり、所得税に関する源泉徴収・年末調整や住民税の特別徴収にかかわる事務、また社会保険にかかわる事務、これが企業にとって多大な負担になっているわけでございます。ITやマイナンバーを最大限に活用することで事務の抜本的な合理化が可能なはずで、企業及び従業員双方にとって負担を軽減して合理的な制度を構築するという観点でこの課題に取り組みたいと考えております。

２項目目、官民データ活用という項目でございます。

ビッグデータを活用した新たなビジネス創出という観点では前期の規制改革会議も取り組まれた課題と思いますが、この２年ほどでその成果としての個人情報保護法の改正などが行われ、施行の準備が進められています。ただ、これらでカバーされていない領域として、各地方自治体の個人情報保護条例で規律されている自治体の保有する個人情報の問題があります。これに関しては、自治体ごとにルールや手続が異なる。その結果として、例えば医療データで公立の病院、民間の病院といった区分を超えたデータの活用が困難になっているといった指摘がございます。官民のデータを最大限に利用するために個人情報保

護条例の現状を精査して、そのあり方と対応策について検討していくということを取り組みたいと思っております。

3点目、次のページでございますが、IT時代の遠隔診療と遠隔教育という項目でございます。遠隔診療と遠隔教育、これもICTの発達によって可能になったものであり、患者や学生の利便を大きく高めるものであります。しかし、従来型の対面原則などによってICTが十分に活用されずに課題が残されている。例えば遠隔診療に関しては、前期のこの会議の成果として、適切な場合には医師の診断で遠隔診療が可能になるという取り扱いの明確化がなされていますが、診療報酬の対象になっていない、また、処方薬の交付に対しての対面指導といった課題が残されています。

遠隔教育に関しては、高等学校での遠隔教育が可能になったわけでございますが、単位数の制約、その他から、まだ十分に普及が進んでいないという状態だと思います。こうした課題に取り組みたいと考えております。

4点目、都市への投資促進という項目でございます。日影規制と容積率の問題は、都市への投資の阻害要因として古くから問題にされ続けている課題であります。まだ残っている課題があると認識をしております。項目として挙げておりますのは、住居専用地域における中高層住宅の建設を阻んでいる日影規制の緩和、また職住近接を促進するための容積率の緩和といった課題に取り組みたいと考えております。

以上です。

○大田議長 ありがとうございます。

では、この4つのワーキングについて、順不同で結構ですので、御意見、御質問はございませんでしょうか。

八代委員、どうぞ。

○八代委員 私もこの会議のやり方は初めてなのでお聞きしますが、この今期の主な審議事項というものを発表する目的は何なののでしょうか。つまり、我々自身の作業計画であれば粛々とやっていけばいいわけであって、こういうように4つまとめるということは、これから規制改革会議でやっていくという一種の所信表明ではないか、もちろん、それはできることもあればできないこともある。しかし、こういうことをやるのだぞというのを示すというのが大きな目的だと思います。

そうしたときに、例えば今の4番目の投資等ワーキング・グループのペーパーは、これだけ読んでよくわかる。こういうことをやるのだ、しかも、それについてちゃんと解説もついている。医療・介護・保育ワーキング・グループも、まさに明確な項目があって、その項目というのはこういうことをやるのですよというのがあるわけですが、ほかの2つは残念ながら、これを見ただけでは、よほど説明をつけないとよくわかりません。だから、そういう意味では、これをやる前に一言この会議で、この審議事項とは何をするためのものなのか、単なる内部のメモなのか、それとも所信表明なのか。所信表明であれば、ちゃんと丁寧にこれを読むだけで具体的に何を規制改革会議はやろうとしているのかがわ

かるように書かないと親切ではないし、それだけ新聞等に取り上げてもらえないのではないかと思います。

○大田議長 この審議事項の趣旨は、所信表明というよりは、各ワーキングでこれから取り上げていく課題をまとめたものです。少なくともこの議題はやっていくということで、片づいたらまたほかの課題もやることになるかもしれませんが、まずは優先的にこれに書かれたものについて取り組んでいくということです。時間の制約もありまして、なかなか書式の統一といいますか、そこまで行きませんで、今回は座長ペーパーとしてお出しただいています。

○八代委員 私の質問は、読者は誰かということなのです。

○大田議長 読者は。

○八代委員 一般国民ですか。

○大田議長 そうです。

○八代委員 だったら、この簡単なペーパーを読んで一般国民の方は何をやろうとしているのかわかるのでしょうか。

○大田議長 これを今から点検していくということですので、今の時点で細かく言えるもの、言えないものというのがありますので、表現は最大限いろいろなことを配慮して工夫されているのだと私は受けとめておりますが、各座長の方から何か補足はございますでしょうか。

どうぞ。

○金丸議長代理 私のところが一番すき間が多くて恐縮です。八代委員の御指摘を耳が痛く聞いておりましたが、読者は誰かということと、これが取り上げられるかどうかについては、すかさずの私どものワーキングのテーマが最近も含めて一番取り上げられているのではないかなと思っております。タイミングとしては、きょう、皆さんは出そろっているようなのですが、本当はワーキングの座長としては今日出たくない日でございました。そういう意味では、どんな出し方をどうするかについては座長の私にお任せをいただきたいと思います。

以上です。

○大田議長 どうぞ。

○八代委員 済みません、私の言い方が悪かったので、別に様式を統一する必要はないと思うのです。ただ、以前に経済財政諮問会議でも言われたことなのですが、いわゆる高目のボールを出しておけば、各省との折衝によってそれが落ちていってもストライクゾーンにとどまる。だから、ややできそうもないことも含めてかなり無理な内容を最初から打ち出すという考え方と、一方で、粛々とそういうことはせずにできそうなものを積み上げていくという2つのやり方があって、どちらがいいか悪いかは別なのですが、それは事前に考えていく必要があったのではないかなと思うわけです。だから、農業がちゃんといろいろな実績を上げておられるのはよくわかるわけですが、やはりもっとも大きな農業間

題というのは減反であって、減反で米の値段をつり上げているということが農地の流動化も進まない要因ですし、日本の競争力を落としていることでもあるわけです。これは象徴的なものですが、ほかでもそういうものがあるのかなと考えたわけであります。

○大田議長　ありがとうございます。

経済財政諮問会議の場合は、その場に関係大臣を呼んで、そこで討論が行われますので、高目の弾を投げて討論をそこで始めていくということになりますが、規制改革推進会議の場合は打ち出してから作業が始まり、結果を出すまで時間があります。今の時点で詳しく説明できるものもあれば、これから議論を重ねて内容を明確にしていくものもあります。そこは今回座長にお任せいたしました。それぞれの座長がいろいろなことを考えながら言葉を選び、今の時点で出せるものを出していただいたのだと思っております。

では、森下委員、どうぞ。

○森下委員　個別のお話で申しわけない。投資等ワーキングの官民データの活用のところに関してなのですが、個人情報保護法の改正が行われ、ガイドラインが間もなく出る中で、今、パブコメの募集等が始まっているのですが、言われている国公立、民間病院間のデータ活用が大変困難という以上に、いわゆる医療分野の研究がもうできなくなるかもしれない。10とか20ぐらいの学会が非常に悲鳴を上げて、要望書も今でき上がってきていますけれども、結構喫緊の課題になっていて、この話はうまくコミュニケーションができていないのではないかと。

そういう意味では、この話を取り上げるのであれば、非常に急ぐ必要があるという点と、ぜひ医療関係のそれぞれの学会と特にレジストリー研究もできなくなるのではないかと、あるいは民間病院が研究に参加できなくなるのではないかとということかなり危機的だという話を聞いておりますので、個別にその要望書をお送りしたいと思いますけれども、ぜひ間に合うのであれば早目に動いていただいたほうが、ガイドラインが出てしまうと恐らく結構当分の間、何もできないということになると思うので、ぜひよろしく願いしたいと思います。私、投資等ワーキングに出ていないのでどういう状況かわかりませんが、これは非常に重要な話だと思いますので、原さんに頑張ってもらいたいです。

○大田議長　原委員、どうぞ。

○原委員　森下先生にぜひ御協力を賜って、早急に取り組みたいと思います。

○大田議長　よろしいですか。

○森下委員　ぜひよろしくお願いします。

○大田議長　お時間の都合がつけば森下委員もぜひ御出席をよろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。

農業で1つ質問があるのですが、いいですか。

○金丸議長代理　どうぞ。

○大田議長　2番の攻めの農政のところで、「新規参入者を含む生産者の可能性」というのが、この下の3つの項目のどこに関係してくるのでしょうか。

○金丸議長代理 全部です。

○大田議長 農業従事者だけではなくて肥料とか農薬とか機械等の市場への新規参入者も含むということですか。

○金丸議長代理 そうですね。農業の新規参入者もあれば、先ほどの意見の中に述べた、農業機械ベンチャーを育成しようという話もあるのです。

○大田議長 わかりました。よろしいでしょうか。それでは、各ワーキング・グループの座長におかれましては、活発な御議論をお願いいたします。そして、具体的な成果に確実につなげていただきたいと思います。

ここで1つお諮りしたいのですが、各ワーキングは終わった後に事務局がブリーフィングをするということになっております。しかし、必要なときには座長みずから御説明いただくのがいいと私自身は考えております。みずからの言葉でお話しただくことが非常に重要な広報でもあると思いますので。

そこで、座長が必要と認めたときは記者会見をするということで統一してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。では、それではよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から何かありますでしょうか。

○佐脇参事官 次回の会議日程は後日御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○大田議長 では、これで本日の会議は終了いたします。ありがとうございました。